

指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与サービス重要事項説明書

本書は2部作成し、双方1部ずつ保管します。

年 月 日

以上、福祉用具貸与について、上記のとおり重要事項を、説明しました。

事業者	事業者名	株式会社府中家具会館
	事業所名	府中家具会館ケアサポート
	事業者住所	広島県府中市中須町919番地2
	管理者名	友 安 達 也
	説明者名	

上記のとおり重要事項及び個人情報使用に関する同意についての説明を受け、同意しました。

(お客様) 住 所

氏 名

(代理人) 住 所

続柄() 氏 名

1. 福祉用具貸与事業所の概要

1) 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業者名	株式会社府中家具会館
事業所名	府中家具会館ケアサポート
所在地	広島県府中市中須町919番地2
介護保険指定番号	3471700835

サービスを提供する地域（通常実施地域）

福山市・尾道市・府中市

2) 営業時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00（ただし国民の祝日、8月13日～8月16日、12月30日～1月4日を除く）

2. 事業の目的と運営方針

（事業の目的）

要支援状態及び要介護状態にある利用者に対し、適正な指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与サービスを提供することを目的とします。

（運営の方針）

- 1) 事業の実施にあたっては、利用者の意思、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- 2) 事業所の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を貸与することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者介護するものの負担の軽減を図ります。
- 3) 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。

3. 従業員数：福祉用具専門相談員 名

4. 取扱い種目

本事業所が取り扱う福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に関わる種目は、厚生労働大臣が定める種目とします。このうち、対象福祉用具の提供について、貸与又は販売の選択を可能とします。当該選択に当たっては、担当福祉用具専門相談員から、今後の生活におけるメリット・デメリット等の必要な情報を説明するものとします。

5. 貸与料金について

- 1) 1ヶ月単位でのご利用となります。カタログ表示価格は1ヶ月のご利用料金となります。（ご利用期間に応じた期間別の料金設定はしておりません。）
- 2) 貸与料金は1ヶ月単位が基本ですが貸与開始月及び終了月の貸与料金は次のようになります。

■ 貸与開始月の貸与料金

①契約開始日（納品日）がその月の15日以前の場合 → 1ヶ月の全額

②契約開始日（納品日）がその月の16日以降の場合 → 1ヶ月の1/2の額